

瑞浪市告示第58号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和8年度土地
価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月31日

瑞浪市長 水野 光二

- 1 縦覧の場所 瑞浪市役所 総務部税務課
- 2 縦覧の期間 令和8年4月1日から令和8年4月30日までの執務の日。
縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。